

日本・フィリピン経済連携協定について



2008年12月

財務省 関税局 経済連携室

日フィリピンEPA: フィリピン概況について

➤ 基礎データ

国土： 約30万平方キロメートル（日本の約0.8倍）

人口： 約8,310万人(2005年世界銀行データ)

首都： メトロ・マニラ

公用語： フィリピノ語・英語

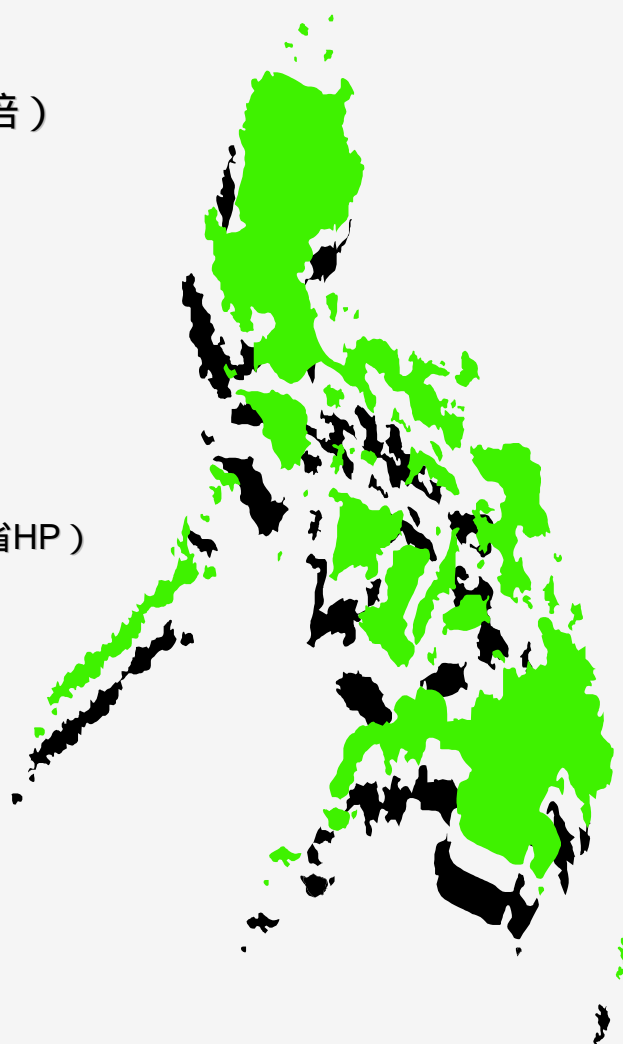
元首： グロリア・マカパガル・アロヨ大統領
（2001年1月就任、任期6年）

GNP： 1,576億米ドル（2007年）

一人あたりGNP： 1,777米ドル（2007年）

経済成長率：7.3%（2007年）

（出典：外務省HP）



➤ 二国間関係

2006年には、日・フィリピン国交正常化50周年を迎え、多方面で二国間関係が緊密化した。

➤ フィリピンのEPA

フィリピンにとって、日本とのEPAが初の二国間EPA。

日・フィリピンEPA: 交渉経緯

- 2002年 5月 日フィリピン首脳会談(於東京)において、アロヨ大統領より日・フィリピン間の経済連携協定締結に向けて作業部会を設置することを提案。
- 2002年10月 両国政府による作業部会を開始(計5回開催)。
- 2003年 9月 産学官による合同調整チームを開始(計2回開催)。
- 2003年12月 日・フィリピン首脳会談(於東京)において交渉開始に合意。
〔合同調整チームでの検討結果が小泉総理(当時)及びアロヨ大統領に報告されるとともに、2004年の早期に交渉を開始する旨両首脳間で合意。〕
- 2004年 2月 両国政府による交渉開始。
- 2004年11月 日ASEAN+3首脳会議開催の際の日フィリピン首脳会談(於ビエンチャン)において大筋合意を確認。
〔小泉総理(当時)とアロヨ大統領の間で、日・フィリピン経済連携協定の主要点につき、大筋合意に達したことを確認。〕
- 2006年 9月 ASEM首脳会議(於 ヘルシンキ)の際に、小泉総理(当時)とアロヨ大統領との間で協定に署名

日・フィリピンEPAの意義

日・フィリピン間の貿易・投資拡大等による経済緊密化に寄与 ASEANとの経済連携強化・東アジア共同体構築に向けた一歩

- ✓日本からフィリピンへの輸出額は約1兆835億円、日本のフィリピンからの輸入額は約9,899億円(2007年)。
- ✓日本からの直接投資は1,244億円でASEAN中第3位(2007年)。
- ✓フィリピンにとって日本は、第3位の輸出相手国、第1位の輸入相手国(2007年)。

我が国の対世界貿易に占めるフィリピンのシェア

(2007年 財務省貿易統計)

(1)輸出:1.3%

我が国にとってフィリピンは第16位の輸出相手国。

(参考)上位5カ国は、米国、中国、韓国、台湾、香港。

(2)輸入:1.4%

我が国にとってフィリピンは第18位の輸入相手国。

(参考)上位5カ国は、中国、米国、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、豪州。

フィリピンの対世界貿易に占める我が国のシェア

(2007年 IMF - DOTS)

(1)輸出:11.8%

フィリピンにとって我が国は、中国、米国に次ぐ第3位の輸出相手国。4位はシンガポール、5位は香港。

(2)輸入:14.3%

フィリピンにとって我が国は、第1位の輸入相手国。2位は米国、3位は中国、4位はシンガポール、5位は韓国。

日・フィリピンEPAの関税譲許

往復貿易額の約94%を協定発効から10年以内に関税撤廃

2003年貿易データ



輸出額の約97%が無税に

輸入額の約92%が無税に

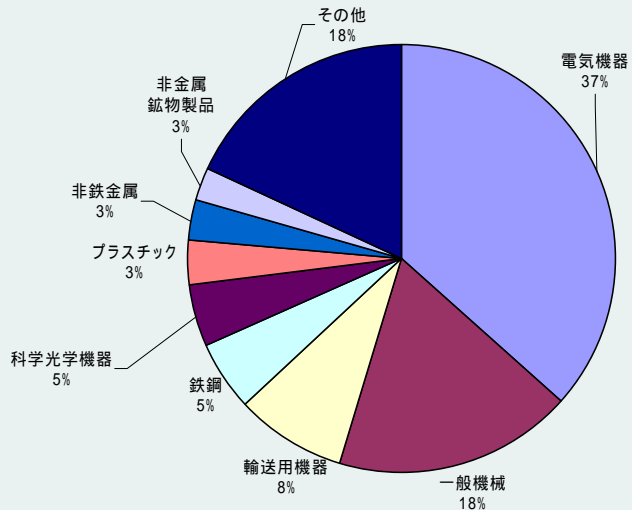


日本 フィリピン (2007年)

総輸出額：1兆835億円

主要有税品目

- ・鉄鋼・鉄鋼製品 (0-15%)
- ・自動車 (完成車) (30%)
- ・自動車部品 (1-15%)

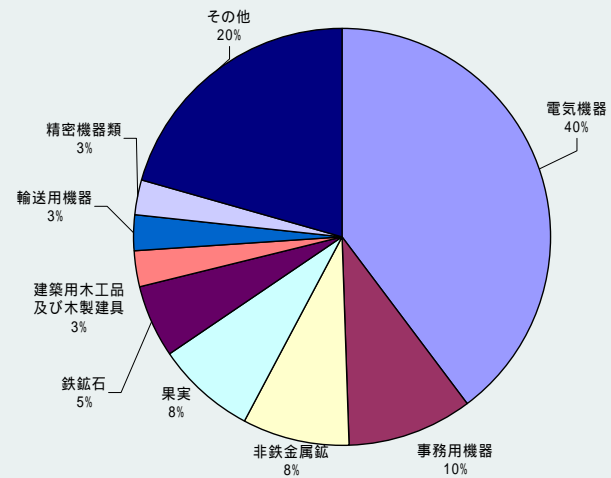


フィリピン 日本 (2007年)

総輸入額：9,899億円

主要有税品目

- ・生鮮バナナ (4 - 9月：10%)、(10 - 3月：20%)
- ・生鮮パイナップル (17%)



日・フィリピンEPA: 両締約国の関税譲許の概要

フィリピン側の関税譲許の概要

品目	現行税率	合意内容
農水産品 ぶどう、りんご、なし	7%	関税即時撤廃
鉱工業品 鉄鋼・鉄鋼製品	0～15%	・輸出量の60%以上につき関税即時撤廃(熱延鋼板、冷延鋼板等の関税割当枠含む)、鉄鋼製のボルトや台所用品等の鉄鋼製品は10年以内の関税撤廃
自動車部品	1～15%	・比で生産されていない現地組立車用部品は関税即時撤廃、その他部品は10年以内に関税撤廃
自動車(完成車)(3000cc超)	30%	・原則2010年に関税撤廃(2009年以降に再協議できるが、その場合でも遅くとも2013年までに撤廃。)
自動車(完成車)(3000cc以下)	30%	・2009年までに税率20%まで削減し、再協議
除外又は再協議品目: 米、塩、化学品等		

日本側の関税譲許の概要

品目	現行税率	合意内容
農水産品 糖みつ	15.3円/kg	・関税割当(枠内税率は7.65円/kg) 3年目2000トン 4年目3000トン
マスコバド糖(含みつ糖のうち1kg以下の小売容器入りのもの)	35.3円/kg	・関税割当(枠内税率は17.65円/kg) 3年目300トン 4年目400トン
鶏肉(骨付きもも肉を除く)	11.9%	・関税割当(枠内税率は8.5%に削減) 1年目3000トン 5年目7000トン
生鮮バナナ(小さい種類のもの)	10%(4-9月)、20%(10-3月)	・10年間で関税撤廃
生鮮パイナップル(900g未満)	17%	・関税割当(枠内税率は無税) 1年目1000トン 5年目1800トン
キハダマグロ、カツオ	3.5%	・5年間で関税撤廃
熱帯果実ワイン	30.8円/l	・即時撤廃
葉巻たばこ	16%	・即時撤廃

鉱工業品

ほぼすべての品目について関税即時撤廃

日・フィリピンEPA：日本側譲許表(区分)

表4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
B	協定の発効日から「n+1」回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から「n+1」回目に関税撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n = 3, 5, 7, 10, 15 (初回：協定発効日、第2回目以降：4月1日)
P	表5欄の注釈に定める条件に従い関税を引下げ	段階的関税引下げ品目 (例：トマトケチャップ、パイナップルジュース等)
Q	関税割当を設定	関税割当品目 (例：鶏肉(骨付きもも以外)、生鮮パイナップル(900g未満)、豚肉調製品の一部、糖みつ(飼料用以外)、アイスクリーム等)
R	協定発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再協議品目 (例：合板等)
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目 (例：米麦、米麦調製品、水産IQ品等)

日・フィリピンEPA：日本側譲許表(注釈)

表5欄	内 容	該当品目
1	再交渉の時期(協定発効後5年目又はWTOドーハ交渉終了年のうち早い年)	<要検討>(例)牛肉・豚肉の一部、まぐろの一部、とうもろこし・でん粉の一部、チーズ、植物油、菓子類
2	関税割当の条件(割当数量:1年目3,000トン 5年目7,000トン、枠内税率:8.5%)	鶏肉(骨付きのもも以外)
3	再交渉の時期(協定発効後3年目又はWTOドーハ交渉終了年のうち早い年)	鶏肉(骨付きのもも)
4	関税削減(25.5% 20.4%へ6回の毎年均等引下げ)	加圧容器入りホイップド・クリーム(無糖)
5	関税削減(15.0% 13.5%へ6回の毎年均等引下げ)	カッサバ芋の粉及びミールのペレット(飼料用以外)
6	関税削減(10% 8%(4月~9月)、20% 18%(10月~3月)へ11回の毎年均等引下げ)	生鮮バナナ(小バナナ種以外)
7	関税割当の条件(割当数量:1年目1,000トン 5年目1,800トン、枠内税率:無税)	生鮮パインアップル(900g未満)
8	関税削減(21.3% 17.0%へ6回の毎年均等引下げ)	ミルクの調製食料品(加圧容器入りホイップド・クリーム(無糖))、落花生調製品(ピーナツバター以外)等
9	関税割当の条件(割当数量:1年目100トン 5年目500トン、枠内税率:1年目9%、2~5年目9% 8%へ4回の毎年均等引下げ)	ソーセージ等
10	関税削減(税率:1年目19.2%、2~6年目19.2% 17.0%へ5回の毎年均等引下げ)	肉類調製品(牛又は豚の肝臓)

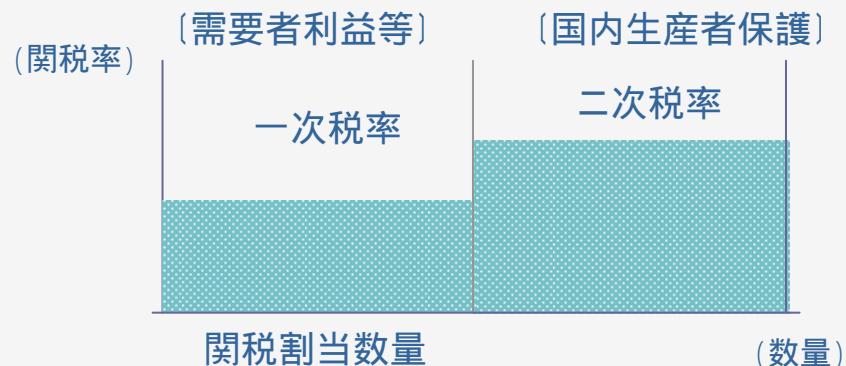
表5欄	内 容	該当品目
11	関税削減(3.0% 2.4%へ6回の毎年均等引下げ)	肉類調製品(牛又は豚以外の肝臓、気密容器入り)
12	関税削減(6.0% 4.8%へ6回の毎年均等引下げ)	肉類調製品(牛又は豚以外の肝臓、気密容器入り以外)
13	関税割当の条件(割当数量:1年目400トン 5年目1,200トン、枠内税率:1年目18%、2~5年目18% 16%へ4回の毎年均等引下げ)	豚肉調製品(ハム、ベーコン、プレスハム等以外)
14	関税削減(税率:1年目19.2%、2 6年目19.2% 14.9%へ5回の毎年均等引下げ)	コーンビーフ
15	関税割当の条件(割当数量:3年目300トン、4年目400トン、枠内税率:17.65円/kg)	甘しゅ糖(粗糖)(含みつ糖)(小売用の容器入り)
16	再交渉の時期(協定発効後4年目)	甘しゅ糖(粗糖)(分みつ糖)の一部
17	関税割当の条件(割当数量:3年目2,000トン、4年目3,000トン、枠内税率:7.65円/kg)	甘しゅ糖みつ(飼料用以外)
18	関税削減(4.5% 4.1%へ6回の毎年均等引下げ)	麦芽エキス
19	関税削減(13.4% 12.1%へ6回の毎年均等引下げ)	えんどう調製品(冷凍してないもの、さや付き)(無糖)
20	関税削減(23.8% 19.0%へ6回の毎年均等引下げ)	落花生調製品(ピーナツバターを除く)(加糖)
21	関税削減(23.0% 20.7%へ6回の毎年均等引下げ)	パイナップルジュース(加糖)(しゅ糖含有量10%以下)

表5欄	内 容	該当品目
22	関税引下げ税率 (1年目:29.3%又は22.62円/kgのうち高い税率 6年目:26.8%又は20.7円/kgのうち高い税率)	パイナップルジュース(加糖)(しよ糖含有量10%超)
23	関税削減(19.1% 17.2%へ6回の毎年均等引下げ)	パイナップルジュース(無糖)(しよ糖含有量10%以下)
24	関税削減(25.5% 23.0%へ6回の毎年均等引下げ)	パイナップルジュース(無糖)(しよ糖含有量10%超)
25	関税削減(29.8% 23.8%へ6回の毎年均等引下げ)	トマトジュース(加糖)
26	関税削減(21.3% 19.2%へ6回の毎年均等引下げ)	トマトケチャップ
27	関税削減(17.0% 8.5%へ6回の毎年均等引下げ):	トマトソース(トマトケチャップ以外)
28	関税割当の条件(割当数量:1年目150トン 5年目500トン)	アイスクリーム(加糖)
	枠内税率:1年目18.9%、2 5年目18.9% 14.7%へ4回の毎年均等引下げ、	(しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの)
	枠内税率:1年目26.8%、2 5年26.8% 20.9%へ4回の毎年均等引下げ)	(しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの)
29	関税削減(16.8% 15.1%へ6回の毎年均等引下げ)	たんぱく質濃縮物等の一部(加糖)(しよ糖含有量50%未満)
30	発効日からの適用税率:30.8円/	熱帯果実酒
31	再交渉の時期(協定発効後10年目)	合板、ベニヤパネルその他これらに類する積層木材

日・フィリピンEPA: 対フィリピン関税割当制度

フィリピンから輸入される鶏肉、生鮮パイナップル、ソーセージ、豚肉調製品、マスコバド糖、糖みつ及びアイスクリームについて、日フィリピン協定で定められた一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率(一次税率)を適用する制度。

物資所管省(農林水産省)が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で、事前に割当てを行い、関税割当証明書を発給する(事前割当方式)。



対象品目	割当数量	1次税率 (EPA税率)	2次税率 (実行税率)
鶏肉(骨付きのもも肉を除く)	1年目 3,000 t 5年目 7,000 t	8.5%	11.9%
生鮮パイナップル(重量が900g未満)	1年目 1,000 t 5年目 1,800 t	無税	17%
ソーセージ	1年目 100 t 5年目 500 t	9% 8%	10%
豚肉調製品	1年目 400 t 5年目 1,200 t	18% 16%	20%
マスコバド糖(甘しゃ糖のうち分みつ糖以外のもの(1kg以下の小売容器入り))	3年目 300 t 4年目 400 t	17.65円/kg	35.30円/kg
糖みつ	3年目 2,000 t 4年目 3,000 t	7.65円/kg	15.30円/kg
アイスクリーム (しよ糖の含有量50%未満)	1年目 150 t 5年目 500 t	18.9% 14.7%	21%
(しよ糖の含有量50%以上)		26.8% 20.9%	29.8%

協定の概要: フィリピンEPA税率の対象外であって、GSP税率の適用対象となる品目 (2008年4月現在)

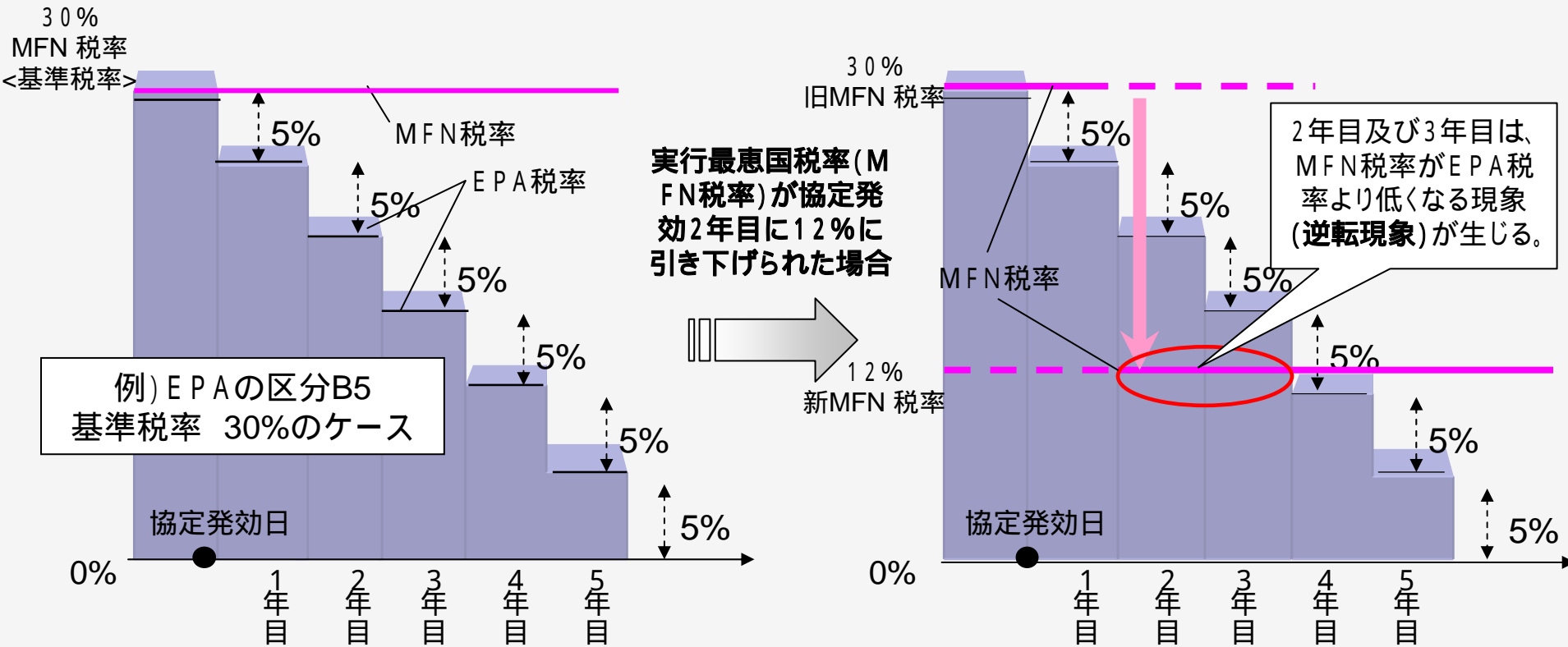
0206.30-091	0206.41-090	0206.49-091	1515.90-410	1602.90-290	1603.00-010	1604.14-010	1604.14-091	1604.19-010	1605.10-021	
1605.90-212	1605.90-213	1806.20-290	1806.32-220	1806.90-220	1902.40-000	1905.32-000	1905.90-313	1905.90-319	1905.90-329	
2101.11-100	2101.12-110	2106.90-251	2204.10-000	2204.29-090	2205.10-000	2205.90-200	2206.00-210	2208.90-123	2208.90-129	
2905.44-000	2918.14-000	2918.15-010	3505.10-100	3505.10-200	3505.20-000	4114.10-000	4114.20-010	4114.20-090	4302.11-000	
4302.19-020	4302.19-090	4302.20-090	4302.30-013	4302.30-019	4302.30-029	4303.10-013	4303.10-014	4303.10-019	4303.10-099	
4303.90-090	4412.10-910	4412.10-990	4412.94-110	4412.94-120	4412.94-190	4412.94-900	4412.99-110	4412.99-120	4412.99-190	
4412.99-910	4412.99-920	4412.99-990								全63品目

協定の概要: フィリピンEPA税率とGSP税率が併存する品目

品目	HS 9桁	EPAによる関税引下げの基準税率	GSP税率	GSPが適用除外とされる時期(カッコ内はその時のEPA税率)
履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製以外のもので、甲が革製、コンポジションレザー製のもの)	6405.10-300	3.4%	無税	2018年度(無税)
履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製以外のもので、甲が革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製以外のもの)	6405.90-200	3.4%	無税	2018年度(無税)
ガラス製の細貨の製品等	7018.90-010	6.6%	無税	2018年度(無税)
腰掛けの部分品(革製) (自動車に使用する種類のもの)	9401.90-021	3.8%	無税	2018年度(無税)
腰掛けの部分品(革製) (自動車に使用する種類のもの以外)	9401.90-029	3.8%	無税	2018年度(無税)
メントール()	2906.11-000	8.88%又は246.40円/kg のいずれか高い税率	5.28%又は114.56円/kgの うちいずれか高い税率	2018年度(無税)

() 輸入申告時の単価により、フィリピンEPA税率がGSP税率より高くなる可能性がある。

MFN逆転現象について



協定の概要: フィリピンEPA税率が一定期間MFN税率より高い品目

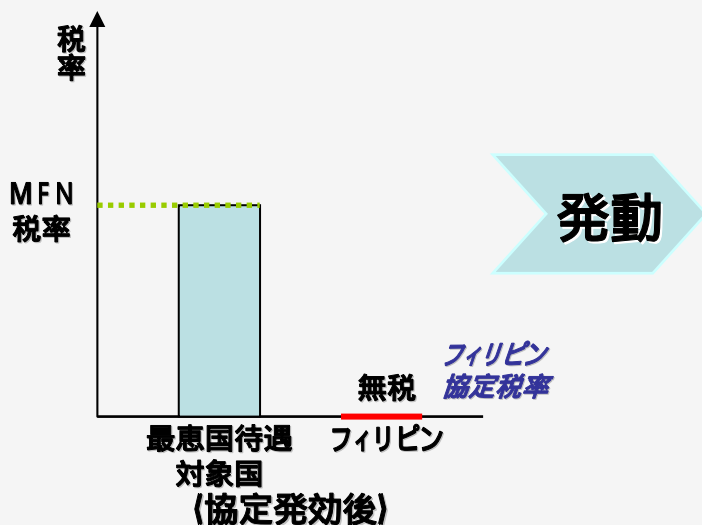
品目	HS 9桁	EPAによる関税引下げの 基準税率	発効日のMFN税率	EPA税率がMFN税率 を下回る時期
揮発油(航空機用)	2710.11-131 2710.11-132	2,069円 / KL 2,336円 / KL	1,117円 / KL	2014年度
揮発油(航空機用以外)	2710.11-137 2710.11-139	1,386円 / KL	1,117円 / KL	2011年度
灯油	2710.11-143 2710.11-149 2710.19-143 2710.19-149	564円 / KL	434円 / KL	2012年度
軽油	2710.11-159 2710.19-159	1,257円 / KL	956円 / KL	2012年度
A重油(低硫黄)	2710.19-165 2710.19-166	2,593円 / KL	1,325円 / KL	2017年度
A重油(高硫黄)	2710.19-167 2710.19-169	3,306円 / KL	1,614円 / KL	2017年度
B・C重油(低硫黄)	2710.19-173 2710.19-174	2,376円 / KL	1,112円 / KL	2017年度
B・C重油(高硫黄)	2710.19-175 2710.19-179	3,202円 / KL	1,447円 / KL	2018年度
メントール()	2906.11-000	8.88%又は246.40円/kg のいずれか高い税率	6.6%又は143.20円/kgの いずれか高い税率	2018年度

() 輸入申告時の単価により、フィリピンEPA税率がMFN税率より高くなる可能性がある。

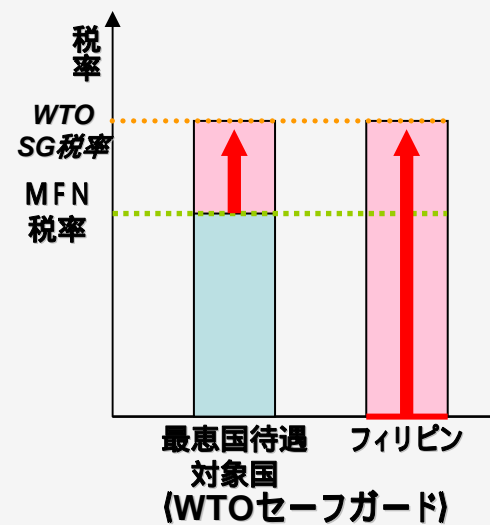
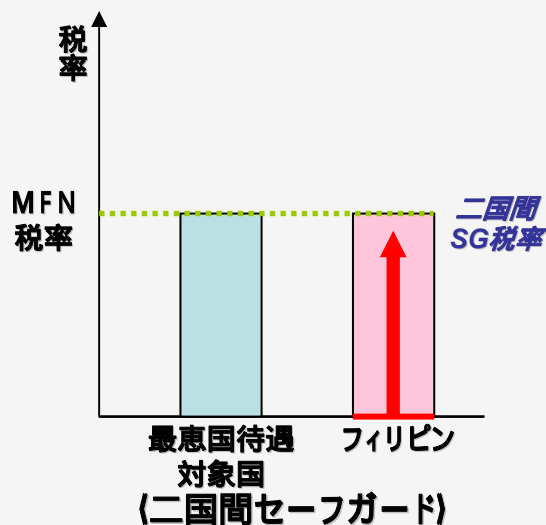
日・フィリピンEPA:二国間セーフガード制度

協定で定める関税の撤廃又は引下げの結果、輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが発生した場合に、二国間の緊急措置として関税譲許の約束を一時的に撤回できるとし、その内容及び手続を規定。

日・フィリピン協定で無税譲許した品目の税率
(協定発効後)



二国間セーフガード発動後



- 発動要件: 輸入の相対的又は絶対的増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれ
- 措置内容: 発動時または協定発効の直前の実行税率の低い方(協定発効から7年間においては発動時の実行税率)までの関税引上げ等
- 発動期間: 原則3年以内、例外的に4年まで可能
- 暫定措置: 200日以内の暫定的関税引上げ等
- 調査手続: 調査(1年以内)を行った上で発動措置

日・フィリピンEPA:協定の構成(1 / 2)

第一章： 総則

- ・協定の目的
- ・用語の定義
- ・協定の対象事項に関する法令及び行政手続等の透明性
- ・合同委員会・小委員会の設置

第二章： 物品の貿易

- ・関税の撤廃又は引下げ
- ・締約相手国の産品に対する内国民待遇
- ・W T Oに適合しない非関税措置の新設・維持の禁止
- ・二国間セーフガード措置

第三章： 原産地規則

- ・原産品を認定するための要件
- ・原産地証明書の発給・確認手続
- ・品目別の原産地規則を附属書に規定

第四章： 税関手続

- ・関税関係法令に関する透明性の確保
- ・税関手続の簡素化及び調和
- ・通過物品に係る通関手続の容易化
- ・税関当局間の協力・情報交換

第五章： ペーパーレス貿易

- ・貿易関連書類の電子化に関する両国政府間の協力推進及び民間企業間の協力の奨励

第六章： 相互認証

- ・電気製品分野における、締約相手国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果の受け入れ

第七章： サービス貿易

- ・附属書に記載した分野に関し、サービス貿易に関する措置についての市場アクセス、内国民待遇
- ・附属書に留保した分野以外について、締約相手国のサービス・サービス提供者に対する最恵国待遇

日・フィリピンEPA:協定の構成(2 / 2)

第八章： 投資

- ・ 締約相手国の投資家・投資財産に対する、投資許可後・許可段階における内国民待遇及び最恵国待遇
- ・ 特定措置の履行要求の禁止
- ・ 上記原則を適用できない措置を附属書に留保

第九章： 自然人の移動

- ・ (イ)短期の商用訪問者、(ロ)企業内転勤者、(ハ)投資家、(ニ)看護師又は介護福祉士等、附属書に規定するカテゴリーに該当する自然人の移動の円滑化に必要な措置の約束

第十章： 知的財産

- ・ 十分かつ無差別な知的財産の保護
- ・ 効率的で透明性のある知的財産保護制度の運用
- ・ 知的財産の侵害等に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使の確保
- ・ 知的財産分野における協力

第十一章： 政府調達

- ・ 政府調達に際しての内国民待遇及び最恵国待遇付与の重要性の認識

第十二章： 競争

- ・ 反競争的行為への取組みを通じた競争の促進及び協力
- ・ 競争法令等に関する透明性の確保

第十三章： ビジネス環境整備

- ・ 自国において事業を行う締約相手国企業のためにビジネス環境を整備するための仕組みを設置

第十四章： 協力

- ・ 10分野（人材養成、金融サービス、情報通信技術、エネルギー及び環境、科学技術、貿易及び投資の促進、中小企業、観光、運輸、道路整備）における二国間の協力

第十五章： 紛争回避・解決

- ・ 協定の解釈・適用から生じる両国間の紛争を解決するための手続を規定
- ・ 紛争解決手続の一つとして仲裁裁判所について規定
- ・ 協定の一般的な見直し

第十六章： 最終規定

- ・ 協定の効力発生、改正及び終了

EPAに関する情報の主な入手先

外務省HP (協定本体、附属書(譲許表等))

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/index.html

財務省税関HP (経済連携協定)

http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm

財務省貿易統計

<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

日本商工会議所 (原産地証明書の発給手続)

<http://www.jcci.or.jp/>